

# 在来品種、登録切れ品種の採種は自由だ

千葉・林重孝

## わが家の畑の3分の2は自家採種

有機農業を始めて37年になる。作付面積は2・4 haで、野菜を中心に小麦、大麦、大豆、小豆などの穀類、クリ、キウイフルーツ、ギンナンなどの果物、合計80品目をつくっている。そのほか平飼いでニワトリを150羽飼っている。生産された農産物は提携しているレストランや消費者130軒に販売。うち110軒は、身土不二の考え方からこだわって自分で配達して直接玄関まで届けている。残りの20軒は宅配便で発送する。

年間80品目つくる作物は品種数でいうと150品種以上になる。そのうち60品種以上を自家採種している。畑の面積でいうと3分の2を自家採種でまかなっていることになる。

また、役員をしているNPO日本有機農業研究会では種苗部を立ち上げ、種苗交換会や種苗研修会を開催する



筆者

ほか、機関紙を通じて会員向けに固定種の配布も行なうなど、自家採種の普及に努めてきた。

トマトやナスも、

**自家採種できないのは登録品種だけ**

今回、種苗法の施行規則の変更でトマト、ナスなど多数の品目で自家採種が禁止されるようになったが、それらの品目の中でも自家採種できないのは、あくまでも品種登録されたものに限られる。

もちろん、品種育成者の権利は守られなければならない。知り合いのブドウの育種家は、新しい品種を育成するのに多大な労力と時間、経費をかけている。自分の土地を切り売りしながら新品種の育成をしていた。育成者

には、それなりのロイヤルティーが支払われるべきである。

## 登録切れの品種は自由

しかし、品種登録はいつまでも続くわけではない。最大、野菜で25年、果樹で30年である。また、育成者が途中で権利の更新をやめることもある。登録が切れた品種の自家採種は自由である。

今年2月、某種苗メーカーが農水省から種苗法違反で指導を受けた。その理由の一つは品種登録が切れているにもかかわらず、登録番号がタネ袋に記載されていたということである。登録番号が記載されていれば、購入者は登録されたものと思ってしまう。農水省は、現在も登録されているかどうかはホームページで確認できるといえるが、いちいち確認する農家がはたしてどれだけいるのか、疑問である。

## 在来品種の採種は自由だが、 商標登録の問題がある

一方、在来品種を町おこしに使うという動きが全国に広がりがつある。もともと在来の品種は品種登録できないので、商標登録をして困り込み、外部に広めないよ

うにしている。品種登録できないことから誰でも自家採種が可能なのに、その地域以外ではできないと誤った内容を宣伝している場合もある。

また、在来品種の名前で商標登録されると、自家採種や栽培はできても、よく知られたその名称を名乗ることができず、別名を使わなければならないという問題がある。

## 生物に特許はなじまない

品種の育成者を守るため、品種登録の他に、遺伝子組み換え作物などでは品種に特許権を与える国際的な動きもある。この場合も自家採種はできない。それどころか、特許権の認められた品種のタネが風で飛ばされるなどして畑で勝手に自生していたために特許権の侵害とみなされた例もある。しかし2013年、ドイツは生物に特許はなじまないとして生物特許を禁止した。これこそ望ましい考え方ではないか。

話を戻すと、農家の自家採種を制限する品目が拡大されたといっても、あくまでも登録品種の自家採種禁止であって、自家採種そのものが禁止されたわけではない。すべての品種で自家採種禁止ととられるのが一番困る。

(千葉県佐倉市)